

## 障害者権利条例の取組みについて

### 1 茨城県障害者差別相談室の運営

- 1 実施主体 県（茨城県手をつなぐ育成会に委託）
- 2 事業開始 平成 27 年 4 月 1 日
- 3 設置場所 県総合福祉会館 2 階
- 4 相談員 3 名体制
- 5 相談時間 午前 9 時～午後 5 時（月曜～金曜 祝日・年末年始を除く）  
相談電話：029-246-6049 F A X：029-246-6048  
Eメール：s-sohdan@bz04.plala.or.jp
- 6 事業内容
  - 電話、来所等による相談対応、必要な助言、情報提供及び関係者間の調整
  - 県からの依頼に基づき行う、企業・団体等に対する普及啓発活動等

#### 【相談件数の推移】

	相談者数	内 訳										
		相談者			相談方法				障害種別			
		本人	家族	その他	電話	来所	メール	FAX等	身体	知的	精神	その他
H27	141	96	22	23	115	16	—	10	40	14	53	34
H28	173	138	20	15	145	14	—	14	50	19	69	35
H29	112	88	15	9	102	8	2	0	20	8	61	23
H30	107	92	10	5	98	5	3	1	30	2	62	13
R1	84	65	9	10	77	3	4	—	24	7	39	14
R2 4-2月	65	48	10	7	56	3	6	—	18	7	32	8

- ・相談件数は減少傾向が続いている。
- ・知的障害者からの相談が少なく、精神障害者からの相談が多い。

#### 【相談件数の分野別内訳】

	合計	内 訳											
		福祉	医療	商品サ	雇用	教育	文化	建物	交通	不動産	情報	意思	その他
H27	141	30	3	7	22	14	0	3	5	1	0	0	56
H28	173	22	4	12	19	4	0	1	6	0	2	0	103
H29	112	19	5	7	12	7	1	0	2	0	2	0	57
H30	107	23	6	8	9	2	2	2	3	0	2	0	50
R1	84	8	7	8	13	3	2	0	3	0	0	0	40
R2 4-2月	65	7	6	3	6	6	2	0	2	1	1	0	31

- ・「福祉」、「商品サービス」、「雇用」、「教育」に関する相談が多い。

## 2 主な相談事例

	相談者	分野	相談内容	対応・経過等
1	身体障害者（脳性麻痺）の保護者	教育	<p>脳性麻痺のある小学生の子について、小学校の支援学級で学んでいるが、支援員を配置できる時間は4時間までとなっており、その他の時間帯は家族が対応している。</p> <p>他の子の育児もあり負担が大きいと、市教育委員会に配置時間の延長を訴えており、来年度予算に組み入れることを検討してもらっている。</p>	<p>相談員からも市教育委員会に対して、合理的配慮の提供の観点で、配置時間の延長もしくは代替手段の検討を依頼した。</p> <p>また、相談員が現場を訪問し、ご両親、小学校、市教育委員会と話し合いを行った結果、双方で誤解が生じていた部分が解消し、今後は両親と小学校が連絡を密に行い、協力し合うことで納得をいただいた。</p> <p>来年度予算についても確約はできないが、市教育委員会としてその必要性は十分理解して進めるとのことであった。</p>
2	身体障害者（視覚障害）本人	その他	<p>役所窓口で住民票を取得したい旨を伝えたところ、申請書を渡されて「自分で記入してください」と言われた。</p> <p>本人は白杖をつけており、「視覚障害が明らかな者に対し、自筆が可能かどうかを尋ねる配慮があっても良いのではないか」との相談案件である。</p>	<p>相談員が役所に電話で事実確認を行ったところ、「どのように声をかければ良いか分からず、左記のような配慮のない対応をしてしまった」と反省しており、今後注意するとのことであった。相談員から改めて合理的配慮の提供について説明を行い、役所内でも周知いただくよう依頼した。</p> <p>以上の内容を相談者に報告した結果、納得をいただいた。</p>
3	精神障害者（発達障害）の保護者	教育	<p>発達障害のある小学生の子について、小学校で先生から障害への理解が得られず、厳しく注意を受けることが多い。</p> <p>小学校、市教育委員会と個別に話し合うが、改善が見られないとの相談案件である。</p>	<p>相談員が現場を訪問し、母親、小学校、市教育委員会と話し合いを行った結果、学校側が発達障害の特性を十分理解しておらず、対応方法が分からなかったという問題点が見えてきた。</p> <p>今後は学校側で専門機関からの技術支援を受けながら、母親とも密に情報共有することで、互いの対応方法を統一することで納得をいただいた。</p>

### 3 普及啓発活動

#### (1) 差別相談事例集 (第4版) の作成

事例集を更新 (事例追加、レイアウト変更等) し、市町村の福祉課や小中学校に配布予定。

<p><b>ケース1</b> 窓口での対応について</p> <p>認知症のあるAさんは、ある日、福祉サービスの利用申請をするために市役所へ行きました。</p> <p>申請する場所がわからなかったため、総合窓口の方に聞いたところ、詳しく説明してくれ、必要な窓口まで案内してくれました。</p> <p>窓口で順番を待ったあと、担当者へ利用したいサービスを伝えたと、申請に必要な書類の説明をされました。専門的な書類で複雑なものも多く、理解することができなかったため聞き直しましたが、担当者からわかりやすい言葉での説明してもらえず、利用を断られることになりました。</p> <p><b>結果</b> ○担当者は、Aさんに認知症があることをわかっていないから、丁寧な説明を行いませんでした。また、これにより、Aさんが本来受けられるはずの福祉サービスを受けることができなくなりました。</p> <p><b>相談窓口から</b> ○障害のある方から求められた内容が、本来の業務に押っものあって、実施することが適量な負担でない場合は、合理的配慮を提供する必要があります。</p> <p>○今回のケースでは、ゆっくりわかりやすく説明し、どこがわからないか確認したうえで、説明することができていれば、問題とならなかったと考えられます。</p> <p>音声コード</p>	<p><b>ケース2</b> 待合室での呼び出しについて</p> <p>○精神障害 (及び発達障害) のあるBさんとご家族は、医療機関で受診するため、待合室で待っていましたが、その日は、受診室がとんでもなく、待ち時間が大変長くなっていました。</p> <p>○Bさんは、どのくらい待てば良いか理解できない不安から、落ち着きができなくなり、騒ぐようになってしまいました。</p> <p>○このことから、ご家族はBさんが落ち着けるよう別室を希望してもらえないかお願いをしました。しかし、その医療機関には空いている部屋がなく、用意することはできない状況でした。</p> <p>○そこで、医療機関は、用意することができない理由をご家族に丁寧に説明し理解を促しました。また、診察の順番が来た電話で知らせるので、覚えていただいても良いことを併せて伝えました。</p> <p><b>結果</b> ○精神障害、発達障害という特性を理解したうえで合理的配慮を提供したケースです。ご家族からは、前室の提供を希望されましたが、実施できなかったため、音わりの驚を伝え、納得していただいた良い事例です。</p> <p><b>相談窓口から</b> ○ご家族からの提案は実現できないことを説明し、納得いただいたうえで、その代替措置を提案することはとても大切なことです。</p> <p>○今回のケースでは、覚えていただくことになりましたが、診察の順番を早めるということも、合理的配慮の提供となります。</p> <p>合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて、手段・対応は異なりますので、まずは、障害でゆっくり丁寧に話し合うことを第一に考えましょう。</p> <p>音声コード</p>	<p><b>障害者に関するマークをご存知ですか</b></p> <p>障害者に関するマーク (国際障害者マーク)</p> <p>障害者マーク (国際障害者マーク)</p> <p>障害者マーク (国際障害者マーク)</p> <p>障害者マーク (国際障害者マーク)</p> <p>音声コード</p>	<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>オストメイトマーク</p> <p>ハートプラスマーク</p> <p>ほじり犬マーク</p> <p>耳マーク</p> <p>音声コード</p>
--	--	--	---

#### (2) 新聞広告

**ご存じですか? 「障害者権利条例」**

正式名称：障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を実現するための茨城県障害者権利条例

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を実現するため、ともに幸せに暮らすことができる、差別のない社会の実現を目指します。」

**相談窓口：茨城県障害者差別相談室**

○障害を理由とした、差別を感ずるご連絡ください。相談員がお話を伺います。[相談無料]

住所 茨城県水戸市千波町191番 県総合福祉会館2階  
受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後4時  
[休日・年末年始を除く]

電話番号 029-246-6048  
FAX 029-246-6048  
Eメール p-adv@pref.coc.nagasaki.jp

「障害者権利条例」は、平成27年4月に施行されました。  
※平成28年4月1日現在「障害者差別解消法」が施行されています。

茨城県 障害者権利条例 検索

- 掲載日  
令和2年12月3日～9日 (障害者週間)
- 掲載紙  
朝日新聞、毎日新聞、産経新聞  
日経新聞、東京新聞、茨城新聞

#### (3) Jリーグ水戸ホーリーホックホームゲームにおける人権啓発活動の実施

茨城に障害のある人の権利条例をつくる会等の関係団体と協力し、Jリーグの試合でPR活動を実施。(令和2年10月4日)



【ハーフタイムのグラウンド行進】



【啓発物品の配付】

#### (4) 市町村担当職員等研修会

令和3年2月3日に市町村職員を対象にした研修会を市町村会館で開催。

##### 【内容】

- ・ 障害者差別相談室の相談員から相談対応における心構えや相談事例について説明
- ・ 障害当事者から社会的障壁や合理的配慮の提供等についての想いを聞く講習

#### (5) 出前講座の実施

県障害福祉課の担当職員や相談員を派遣し、障害者権利条例の取組み等を説明する出前講座を実施。

【令和2年度（3月20日時点）実績：7件】

<主な派遣先>

秋田県障害福祉課	令和2年障害者差別解消に係る相談対応職員研修会
古河市役所	新規任用課長研修会
取手市役所	新規採用職員研修会
行方市役所	市職員研修会
医療法人 名保会	職員研修会
社会福祉法人 はまぎくの会	職員研修会、新任職員研修会

#### (6) その他啓発活動

- 茨城放送でのラジオ放送（ラジオ県だより）（R2.12月）
- 県内の道の駅でのチラシ設置（R3.3月）
- （一社）茨城県バス協会、（一社）茨城県ハイヤー・タクシー協会へのヘルプマーク等の普及啓発の協力依頼のための訪問（R3.3.2）